

令和7年7月

鹿骨中学校暴力行為対応マニュアル

暴力のない学校づくり：みんなで育てよう！安心して過ごせる学校

1 基本方針

「社会で認められない行為は、学校でも許されない」

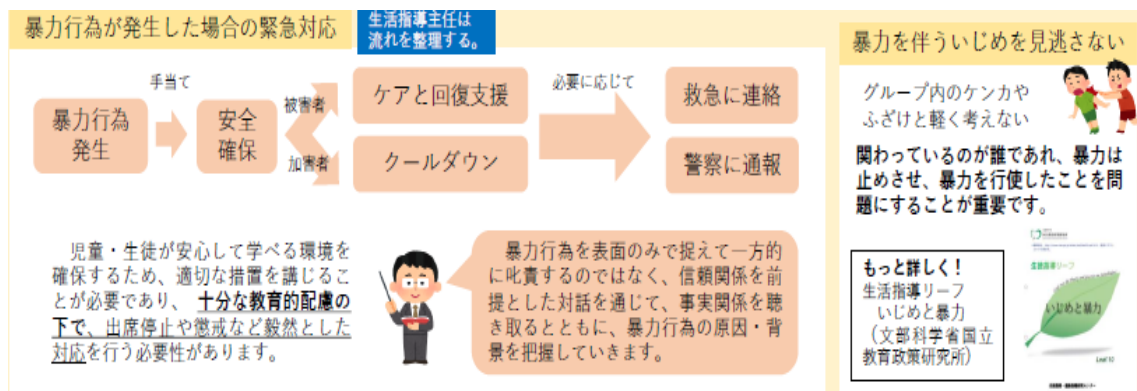
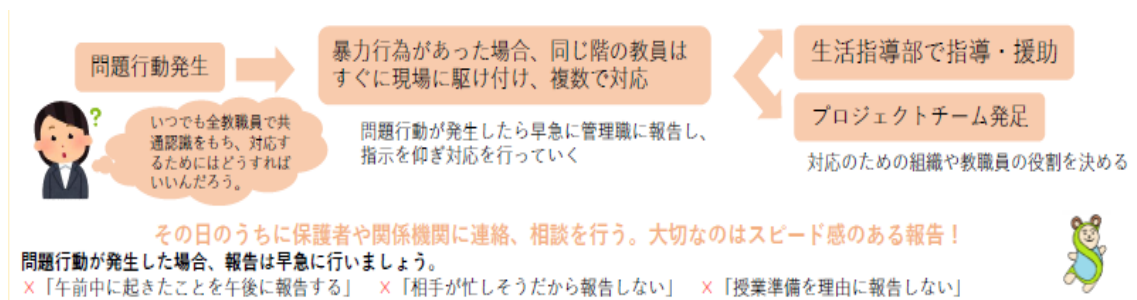
2 暴力行為の定義

自校の生徒が故意に有形力(目に見える物理的な力)を加えること

- 対教師暴力
- 生徒間暴力
- 対人暴力(学校外)
- 器物破損
- 言葉の暴力(SNSでの誹謗中傷等)

参照：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の課題に関する調査

3 問題行動発生時の対応フロー



※ 警察に連絡することをためらわない

参照：東京都教育庁指導部 暴力行為のない学校づくり リーフレット

4 被害生徒、暴力に及んだ生徒への対応

(1) 被害者への対応

適切な治療、暴力行為に及んだ生徒の心からの謝罪

(2) 暴力に及んだ生徒への対応

○学校復帰：暴力行為に及んだ生徒の心からの謝罪の後

保護者と本人来校し、暴力を振るわないと約束をする。

○社会復帰：関係機関との連携

(3) 再発防止策

- ・ 休み時間、および日常の見守り
- ・ 学年集会、クラスでの暴力行為防止の指導
- ・ 学期始、学期終、朝礼等での指導
- ・ 関係機関との連携(警察、児童相談所等)

※1 行為非行名(罰則)

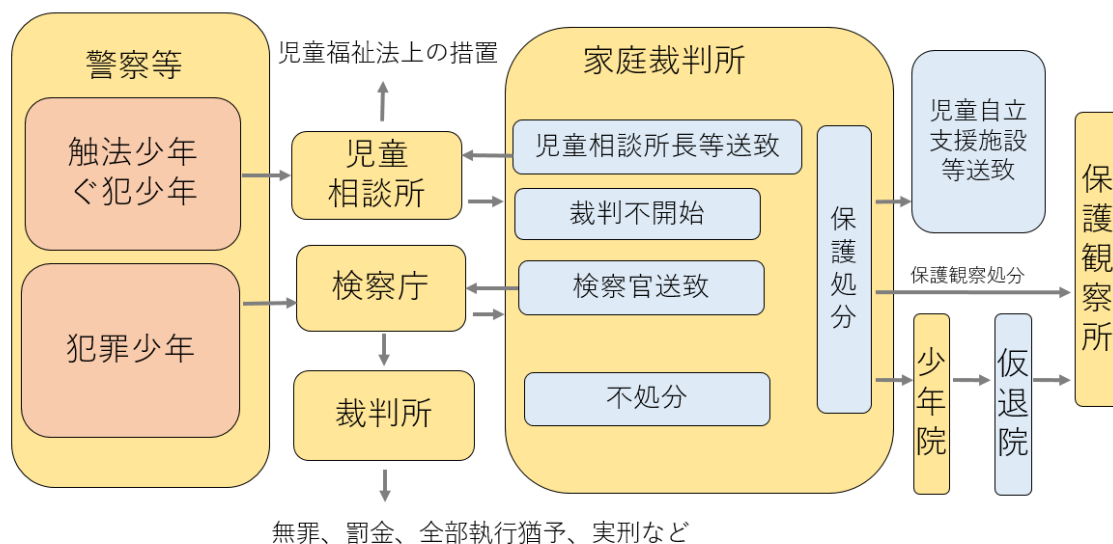
暴力をふるって人にケガをさせた。傷害罪(刑法第204条)

暴力をふるったが、相手はケガをしなかった。暴行罪(刑法第208条)

暴力によって物を壊した。器物損壊罪(刑法第261条)

刃物を携帯した。銃砲刀剣類所持等取締法(第22条)違反 軽犯罪法(第1条2号)違反

※2 少年事件対応の大まかな流れ



参照 生徒指導提要 第6章少年非行 P154